

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成13年12月17日（月）	開 議	午後 3時00分
		散 会	午後 6時48分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	高階委員長、前田副委員長、中村・齊藤（裕）・中島・佐藤（次）・吹田 ・松田・佐藤（幸）各委員		
説 明 員	市長、市民・福祉・環境各部長、保健所長、小樽病院・第二病院両事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に中村委員、斉藤裕敬委員をご指名いたします。

この際、委員長より申し上げます。

今定例会に提出されております請願第50号につきましては、請願者から本日付けで議長に対し、取下げの申出書が提出されております。本件は、本会議の議決を必要としますので、明後日の最終本会議において、採決することとし、本委員会では審査しないことといたします。

付託案件を一括議題とします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許可します。

陳情第53号の経過報告について。

○（市民）総合サービスセンター所長

陳情第53号の経過につきましてご報告申し上げます。

現在、継続審査中の陳情第53号「国道5号銭函西郵便局前のバス待合室設置方について」、その後の経過をご報告します。

国道5号桂岡十字街札幌方向へのバス待合所の設置につきましては、陳情箇所の銭函西郵便局前は、用地確保はできず設置できないため、地元町内会と関係機関と、その後も地先の協力が得られる場所を求め努力を続けてきたところでございます。

このたび、現在のバス停留所から110メートルほど札幌方向へ移動した場所で地先の了解が得られました。この箇所については、地元町内会の同意を得ておりますので、そのとおり実現について小樽開発建設部に強く要請をしてまいりたいと考えてございます。

以上、ご報告いたします。

○委員長

二つ目です。第7次小樽市交通安全計画について。

○（市民）交通安全対策課長

第7次小樽市交通安全計画についてご報告いたします。

小樽市交通安全計画は、昭和45年に施行されました交通安全対策基本法に基づき、昭和46年度から5年ごとに交通安全に関する施策の大綱をしたため、既に第6次計画まで終了しております。

今回ご報告いたします第7次計画は、平成13年度から17年度までの計画であります。既に計画年度はスタートしております。これは交通安全対策基本法で、都道府県の計画に基づいて市町村が計画を作成しなければならないと規定されておりますことから、北海道が本年6月に計画決定されたのを受けて、小樽市交通安全対策会議において策定作業に入り、先月21日に計画が決定されたところでございます。

計画書の2枚目の目次をごらんください。

第7次小樽市交通安全計画は、第1章 計画の基本構想、第2章 道路交通の安全、第3章 踏切道における交通の安全、から構成されております。

1ページの4行目をごらんください。

第1章 計画の基本構想の中では、計画策定に当たって、交通社会を構成する人間、交通機関、これらが活動する交通環境、これら三つの要素を考慮し、本市の実態に即した施策を総合的に策定し、これを官民一体となって強力に推進することを基本としております。

3ページの第2章 道路交通の安全においては、一つは、道路交通事故のすう勢に言及しておりますが、2で

は、今後の方向として、交通事故及びこれによる死傷者を根絶し、安全かつ円滑・快適な交通社会の実現を目指して、高齢化等の社会情勢の変化に対応する交通安全対策を積極的に推進することの必要をうたっております。

5 ページから18ページまでは、第2節として、講じようとする施策をうたっております。

道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転と車両の安全性の確保、救助・救急体制の整備、損害賠償の適正化と被害者対策の推進、冬道の交通安全の確保に重点を置いているところであります。

この中で、前計画と比べ強調しておりますことは、特に5ページの最後の行から6ページにかけて、バリアフリー化をはじめとする歩道空間等の整備、更に、13ページの交通安全思想の普及、啓発活動で、本市の交通安全運動の推進母体は小樽市交通安全運動推進部会であり、人命尊重と、自分の命は自分で守ることを基本に、市民の自主的な参加を得る中での活発な運動を展開、更に、14ページ中段からは、安全運転に欠かせない道路交通に関する情報提供の充実などをうたっております。

次に、19ページの第3章として、第6次計画ではなかった踏切道における交通の安全を新たに追加しております。これは、市内には27か所の踏切があり、幸いなことに、過去5年間、人身事故や車との接触・衝突事故は発生しておりませんが、札幌間の列車運行状況等を勘案したとき、鉄道と、人や車の接点である踏切における交通安全対策も本計画に盛り込むべきものと判断したからであります。

講じようとする施策としましては、踏切道の構造改良の促進、踏切保安設備の整備及び交通規制の実施、踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置を重点に、文言整理をいたしましたところでございます。

以上、第7次小樽市交通安全計画の説明をさせていただきました。

なお、本計画の市民への周知につきましては、来年1月15日発行の広報紙に掲載し、周知を図ってまいります。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長

次に、北海道済生会西小樽病院（仮称）の基本構想について。

○（保健所）総務課長

北海道済生会西小樽病院（仮称）基本構想について、このたび国から説明がございましたので、ご報告をさせていただきます。

国立療養所小樽病院は、平成14年10月を目途に、社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会への経営移譲に向けて、具体的協議が現在続けられておりますが、このたび経営移譲された際の新病院の基本構想について説明がありましたので、資料に基づきまして内容の報告をさせていただきます。

資料の、1 基本方針は、（1）から（4）でございしますが、一部を北海道済生会が国から経営譲渡を受け、北海道済生会西小樽病院（仮称）として開設し、重度心身障害児・者の療育を継承するとともに、高齢化社会における小樽・後志地区の実態に対応するため、一般病床を長期療養型に転換し、回復期・慢性期の医療を主体として運営する。そして、支部北海道済生会が運営しております北生病院、介護老人保健施設「はまなす」並びに訪問看護ステーション及び在宅支援センターはまなす等の連携強化を目指しつつ、地域の保健・医療・福祉を支える総合的な拠点としております。

また、将来の計画として、在宅生活、早期在宅復帰を支援するためのリハビリテーション診療機能を、より一層充実させると同時に、支部北海道済生会の関係機関と、より効果的・効率的な運営が図られるよう、「北海道済生会保健・医療・福祉センター（仮称）」の検討を進め、地域住民への良質な医療・福祉の提供と経営の健全化に努めることといたしております。

2の病床規模でございしますが、220床ということでございます。

3の主なる機能は、基本方針を更に具体的に（1）（2）、次のページでございしますが、（3）（4）ということで具体的にご説明をしております。

4の診療科目につきましては、小児科、内科、リハビリテーション科の3診療科としております。

5の組織及び運営計画については、現病院の入院患者の意向を尊重することと、職員については、選考採用試験の実施により決定されることとしております。職員配置計画表では、当面175名とし、開院後は患者動向を踏まえて考慮することとしております。

6の事業計画等では、今後の業務委託、採用された後の職員の処遇、保険外患者負担、土地・建物等の利用計画の考え方が述べられており、最後の7は、資金計画についての考え方が述べられております。

以上、済生会西小樽病院（仮称）基本構想についての説明方と報告にさせていただきます。

以上であります。

○委員長

次は、桃内町内会協議について。

○（環境）金田副参事

桃内町内会協議についてご報告いたします。

初めに、市が提示いたしました環境保全対策としてのカモメのふんの防止対策についてであります。本年11月26日に、町内会長より、桃内町内会役員会を11月25日に開催し、市の提案を受け入れることを決定したこと、その早期実施について申入れがありました。

これを受けまして、市議会厚生常任委員会委員の方々などに、環境保全対策の実施と、この支出については予備費の充用により対応することをご説明したところであります。交付に当たりましては、12月4日に交付決定の通知を出し、町内会は12月13日から会員への交付を行っている聞いております。

次に、焼却処理施設などの建設に係る桃内町内会の動向についてであります。11月25日開催の桃内町内会役員会において、臨時総会を12月23日に開催することが決定されたと聞いております。

今後のスケジュールなどありますが、桃内町内会の判断を受け、平成14年1月中旬に推進協議会を開催し、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

次は、今定例会に付託された案件について、ご説明願います。

報告第2号について。

○（樽病）事務局長

報告第2号、専決処分報告について、経過報告をさせていただきます。

事件発生日時は、平成9年7月31日、約4年4か月ほど前でございます。患者さんは、市内在住の77歳の女性でございます。

事故の経過についてでございますが、患者さんは先天性両変形性股関節症で、約24年前に市立小樽病院で人工関節を入れる手術を実施いたしましたが、長期間の経過でこの人工関節が緩むなどして痛みが増したため、平成9年1月に市立小樽病院整形外科を受診、6月23日に入院をいたしまして、まず、6月26日に左股関節の人工関節再置換手術を終了いたしました。約1か月後の7月31日に、今度は右股関節の人工関節置換手術、午後1時から4時間くらいの時間がかかりましたけれども、この手術を終了いたしました。

翌日の8月1日に、手術回復室におきまして、血圧低下と出血があり、この時点で出血原因不明のため、当院のR C U、集中治療室において、この方はR Hマイナスなものですから、自己血による回収血、これを使用した治療を実施いたしましたが、その後、大量出血により重篤な状況になり、同日8月1日ですが、市立札幌病院救急救命センターに搬送し、再手術を実施、血管の修復術を受けました。

原因といたしましては、古い人工関節と内転筋を切り離す際、強固な癒着もあったことから、手術中に誤って血

管の一部を損傷し、大量出血したものと推察をされました。

患者さんは、その後、8月12日に市立小樽病院に転院し、8月29日に退院をされまして、以来、今日まで外来にて経過観察並びに理学療法を実施中であります。

本年2月になりまして、患者さんの代理人を通じまして、手術ミスによる医療事故の申出があり、さらに、症状的には右下肢の痛み、感覚障害などが残り、起立歩行が著しく困難なことから、日常生活動作に支障があることなどから、何らかの補償をしてもらいたい旨の訴えがありました。

当時のカルテを精査した結果、手術中の事故でもあり、血管損傷については病院としては可能な保障をいたしたということで、都合6回ほど、ご当人、ご家族の方と話し合いをいたしまして、7月12日、病院としての補償額を算定し提示いたしましたが、これを不満といたしまして弁護士を選任されました。

その後、相互の弁護士により協議が整い、去る11月21日に示談が成立し、11月30日、損害賠償額として900万円の振込みをし、示談が成立した次第でございます。

なお、本件手術の執刀医は、既に市立小樽病院を退職しておりますが、私どもの事情聴取に対し、患者さんの人工関節は、長年の経過により、強度の癒着もあり、十分注意をし手術を行ったが、偶発的に血管損傷が生じ、結果的に後遺症が残ったことについては、まことに申しわけない旨の発言もあり、小樽病院といたしましても、患者さんの期待に十分におこたえすることができず、長期間にわたり苦痛を与えたことに対しまして大変申しわけなく、病院長より真しに謝罪をしたところでございます。

なお、本件につきましては、患者さん側弁護士から早期解決につきまして強い要請があり、また、病院といたしましても、事故発生以来4年を経過し、患者さんご自身が高齢であることなどから、一日も早い解決を願い、議長はじめ各党派のご了解をいただきまして、去る11月16日、市長において専決処分をさせていただいたものでありまして、ただいま本件事故の経過についてのご報告をさせていただきましたが、事情ご賢察の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順序といたします。

○中島委員

◎保育所問題について

それでは、質問を始めます。

最初に、保育所問題について取り上げます。

今回の厚生常任委員会には、認可外保育所からの財政支援についての陳情が出ています。現在、小樽市内の保育所の入所園児数と待機児数を、公立、私立それぞれどういう状態になっているか、まずお知らせください。

○福祉部次長

保育所の入所園児の入所数ですけれども、公立につきましては定員550名に対して522名、民間につきましては定員900名に対して1,021名、待機児童でございますけれども、公立が31名、民間が43名、計74名ということになっております。

○中島委員

市内で、今、小樽市の補助金を受けている認可外保育所は4か所で、今年から5か所になる予定です。園児数全体で、現在151名の子どもたちが認可外保育所で保育を受けています。私は、市内の保育の待機児童が70名を超えている段階で大きな役割を果たしていると考えておりますが、現在、保育園の園児の入所率、これはどういうふう

になっているか、お答えください。

○福祉部次長

入所率でございますけれども、公立が94.9%、私立が 113%、合わせて 106.4%となっております。

○中島委員

既に 100%を超している状況で、この数だけ見ればもういくら希望しても入れない、こういう状況になっているわけですね。こういう点で、今 150名の子どもたちを見ている認可外保育所の役割、これをどのように評価されているか、まずお聞かせください。

○福祉部次長

認可外保育所の役割、評価ですけれども、これまでもいろいろ議論がございまして、小樽市としては認可保育所の補完的役割をしている、そういう認識をしております。

○中島委員

実際に補助金はいただいておりますけれども、保育所の運営は、保育料と父母の協力で経費を捻出する苦しい運営で、保育料も高額にならざるを得ないのが認可外保育所の実態です。今年は、20年ぶりに補助金が10万円増額になって大変喜んでおります。

しかし、十分とは言えないのはご承知のとおりですが、せめて陳情項目について今回検討いただきたいのは、園児の検診の中身と、それから傷害保険、除雪の問題が出ております。実際、園児の検診回数と予算の問題では、認可外以外の公立のところ、あるいは認可保育園ではどういう状況でしょうか。

○福祉部次長

公立保育所、認可保育所における嘱託医の問題ですけれども、まず、保育所には嘱託医を置きまして、年2回の検診と、それから年間を通した保健指導、そういうものをお願いしているところでございます。

この金額につきましては、運営費補助として18万 2,650円を支出しております。

○中島委員

認可外保育所はどうなっているかといいますと、やはり規定で決まっていますので、年間1回から3回の検診をやっています。けれども、お金がなかなか大変だということで、地域の先生方の協力を得て、1回1万円から3万円くらいの間で、年間としてもせいぜい3万円どまりの経費でお願いしているのが実態です。

ただ、歯科は保健所の方で担当していただきまして、すべての保育所に来ていただいているということで大変感謝されています。実際、この嘱託医の額だけ見ても、18万 2,650円がついているところから比べたら、6分の1くらいの予算で済ませているのが実態です。

除雪の問題も、父母の協力や職員でやっているのですけれども、屋根の雪おろしなどになると、どうしても年間10万円前後のお金はかかるということが大きな負担になっています。

他の保育園での除雪や傷害保険はどういうふうになっているのでしょうか。

○福祉部次長

除雪につきましては、公立については、日常的に用務員が配置されておりますので、その中で実施をしているということでございます。

民間の認可保育所につきましては、これは2月分の保育単価に、1人に対して 1,580円上積みされまして、その中で各民間の保育所で業者を雇ったり、用務員を雇ったり、そういう実態で除雪をやっているということでございます。

それから、傷害保険ですけれども、これは日本体育学校健康センターに委託しておりまして、予算総額が25万 3,000円、それから父母の負担が16万 9,000円、その中で子どもにけががあったときに医療費などを支払っております。

○中島委員

傷害保険の方も父母負担はありますけれども、全体で 1,400名くらいの子どもたちに対して16万 9,000円ですから、1軒ずつのお宅にすればかなり負担が少ない額だと思います。そういう点では、補助金の増額が一番大きな願いだと思うのですけれども、昨年10万円上げたではないか、こうおっしゃるのでしたら、せめて保健所や市立小樽病院の小児科医による、検診嘱託医としての現物給付あるいは除雪の年何回かの人員派遣、そういう意味での中身も検討できないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○福祉部長

委員がお尋ねの現物給付でということですが、現物給付につきましても、ある意味で補助金と同様の効果をもたらしているところですが、なかなか難しいものというふうに考えてございます。

○中島委員

補助金と同じように難しいということは、これらの三つの希望についても、補助金として増額することはできないということでしょうか。少しでも検討する余地はないのでしょうか。

○福祉部長

委員もさきほどお話しございましたけれども、13年度は引き上げたところでございますし、なかなか更なる引上げというのは難しいものと考えます。

○中島委員

毎年、毎年、認可外保育所の皆さんからは繰り返し補助金の増額、あるいは、よい保育を受けるための小樽市全体的子ども達への援助ということで要望が上がっております。ぜひとも来年度予算に反映していただけるように繰り返しお願いしたいと思います。

◎ふれあいパスの問題について

次に、ふれあいパスの問題について質問いたします。

ふれあいパスの現行どおりの続行を願って、署名が 6,444名寄せられております。この署名数と市民要望に対して、まず、市長に感想をお伺いします。

○市長

いろいろな声を聞きますけれども、大変喜ばれているというふうに聞きます。逆に、ある商店街から泣きが入ってまいりまして、高齢者の皆さんが地元で買物をしないと。みんな、町の中心街に行ってしまうから何とかしてくれないかと、逆にそういうことで話があります。それから、市長への手紙などでも、ぜひこの制度を継続してほしい、しかし、市の財政も厳しいので自己負担をとってでも、ぜひ継続してほしい、そんな声もありまして、そういう制度自体は継続してほしいという声は、確かに強いのだと思います。一方で、私が言った商店街の悩みもあるということで、制度としてはよろしいのだけれども、一方で、そういった問題もあるのだなという感じがしています。

○中島委員

小樽は、本人が市役所の窓口に行って、もらう申請方式になっております。12年度実績で、対象者数と実際の利用者数、これを教えてください。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

12年度の交付対象者数は2万 6,000人でございました。また、利用者数ということでございますけれども、私どもの方から交付した交付者数でお伝えしたいと思います。2万 433人の方に交付をしてございます。

○中島委員

この数字だけでいきますと、対象者の方々の約8割弱の方々が利用している制度ということになりますね。市長がおっしゃったように、大変喜んで利用されている制度だと思います。

それにもかかわらず、見直しをせざるを得ない、こういうふうになった経過についていかがでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

ふれあいパスの見直しの件については、平成9年度から実施しております制度でございますが、さきほど市長からもお答えいたしましたとおり、大変喜ばれている制度ではございますが、片や、若い世代の方からの将来における財政負担の増であるとか、現行、JR鉄道の特殊乗車券というものについては、地域限定、枚数を限定というような関係から、ふれあいパスバス乗車証とを比較すると不利ではないかというような不公平感も聞かれてございます。そういったものをもろもろ考えていきますと、5年を経過した中では、対象者数がどんどん増えていくということもございますけれども、そういった部分も含めて見直しをしなければならないのかなというふうに考えてございます。

また、不正利用の防止対策といった観点からも、貸し借りが行われているというようなことも耳にいたすたびに、制度を適正に実施するためにも、細部にわたっての見直しも必要というふうに考えてございます。

○中島委員

見直す中身について、基本的には最初の提案は財政的な問題だと。中央バスから、これ以上の増額が要求されたときには検討せざるを得ないと。第一義的な理由は財政的な中身ではなかったでしょうか。

この財政の問題でお話しすれば、ふれあいパスが実施されたときには、当時、実施していた敬老祝金や老人の下水道料金の減免などの改悪の下に、見直しと抱合せで実施された中身なのです。私よりも皆さんの方がよくご存じだと思います。そのとき、たしか福祉の後退の予算と消費税の転嫁に関する附帯決議というのを議会として上げているのです。市民生活優先の政策のことを考えれば、本市の福祉政策の後退の感を深くするものであり、福祉政策の見直しなどに関しては、慎重かつ十分に、周知の上で提案すべきである、こういうふうに公明党の方が提案して、附帯決議を全会一致で決めた経過があります。

こういう案も含めて改めて振り返ってみたときに、今、おっしゃったような見直し案については、こういう議会の意思というものをどのようにお考えになった上で、提案を検討しているのか、お聞かせください。

○（福祉）高齢社会対策室長

私どもは、先日来、市長が第3回定例会本会議等で答弁いたしておりますように、増額要請があれば自己負担などを含めて、制度を存続するための方法として検討したいというふうにお答えさせていただいています。今のところ、まだ増額要求等が参っていないわけでございますので、具体的な検討までまだ入ってはいないということでございます。

○中島委員

このふれあいパスを開始するときに、制度の中身の検討で、一定程度の収入がある方には自己負担も検討すべきだと。そういう討論がされたけれども、実際には個々人の収入を把握して、それに対する差額の徴収等が困難だと言って、現在の制度になったと聞いております。

もし見直しをするとすれば、当然、一律負担の導入になる、私はこのように思いますが、この点はいかがですか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

ふれあいパスの見直しに当たっての方向かと思いますが、今、現時点で所得制限がいいのか、個人負担の一律幾らの負担がよろしいのかということは、まだ検討している状況にはございません。

ただ、厳しい財政の中で、高齢者の社会参加、生きがいづくりといった観点で見直しをするとすれば、いろいろな事業でそういったことを実施している関係もありますので、そういったものを含めて一部負担導入ばかりでなく、制度全般にわたっての見直しが必要というふうに考えてございます。

○中島委員

差額について、収入に応じた賦課の仕方ができるとお考えですか、ということについてお答えください。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

所得制限を導入するといった場合については、個々人の収入の状況、課税状況を調査しなければいけませんけれども、これについては、税情報の守秘主義というのがございまして、私どもの方は個々にお尋ねするほかはないわけですが、そういった部分からすると作業的には大変困難が予想されるというふうに考えております。

○中島委員

つまり、それはできかねると。見直しということになれば一律負担は当然考えられますし、そうなれば、所得の少ない方々への大きな負担になることは、はっきりしています。現在、小樽の65歳以上の方々の76%は、市民税非課税です。どんな形の見直しでも低所得者への大きな負担になることは、はっきりしています。

市長は、今回、北野議員の代表質問に答えて、マイカル本社を引き継ぐイオンの要請があれば、21世紀プランになくても例外として支援の検討をする、こういうお答えでした。多大な税金投入にもかかわらず2年半で破たんしたマイカルに引き続き応援はする、しかし、当初見込みより大幅に積極的に利用されているふれあいパスには、これ以上お金を出せない。一体どっち向きの政治かと、この点について私は非常に疑問を感じますが、市長は、これで整合性がある、市民の政治だと言えるのですか、お答えください。

○市長

マイカルの方に限って言えば、一般論でございますので、マイカルに幾ら支援するかということは言うておりませんので、その点は誤解のないようにしてほしいと思います。

さきほどからお答えしているように、何とかこの制度は継続していきたいと、これは第3回定例会の自民党の前田議員の代表質問で、方針はお話をしたと思います。

それで、一つは、来年度、交通事業者からの増額要請は来ていませんので、その部分はクリアしたなと思っておりますけれども、今回の議会で話題になっております市税収入の減少は約6億です。それから、地方交付税の4億7,000万。10億7,000万円の減収が見込まれまして、来年度の予算編成がどうなるのかなという大変厳しい状況にもきておりますので、ぜひふれあいパスの制度は継続していきたいと思っておりますが、そういった状況もありますので、いろいろな諸状況を考えながら新年度予算編成に向けて検討していきたい、こう思っております。

○中島委員

ぜひ現行どおりで、いかなる見直しもなしで続けていただきたい。6,444名の署名の重みと、全会一致決議の議会の意思を受けて、個人負担、とりわけ低所得者負担に対しては、見直ししないということを強く希望します。

◎医療制度改革案について

次に、政府の医療制度改革案について、意見書の提出を求める請願が出ています。

我が党も同趣旨の意見書提出を用意しておりますけれども、今回の制度の変更の中心は、保険本人の負担を現行2割から3割に引き上げて、国民負担の大幅引上げです。とりわけ高齢者の医療については上限撤廃、ゆくゆくは75歳からの老人医療費制度にする、こういう中身が示されました。

現在、小樽市での65歳以上から70歳になるまでの方々を対象にして、北海道又は市の老人医療費助成制度を設けていますが、この受給者数は何件くらいになるのでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

老人医療の受給者数でございますけれども、平成12年度末の受給者数は、道医療給付事業の対象では1,022人、小樽市の老人医療助成制度では844人、合わせて1,866人となっております。

○中島委員

仮に、これが国の提案のとおり75歳からの老人医療制度となれば、現在の道老、市老部分をさらに75歳未満に引き上げる、こういうことが可能なのか、また、やるとしたらどんなことが起きてくるのか、見通しと、現在の状況

からのご意見をお聞かせください。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

このたびの医療費制度改革試案で示されました、現行の老人保健制度の対象者の年齢を70歳から75歳に引き上げるということで、いわゆる道老、市老の制度がどのような影響を受けるか、どのような方向にしていけるのか、そういった見通しについてのご質問ですけれども、今段階では、私どもは新聞情報等で知る限りの試案の内容でございます。ついせんだっては大綱という形で示されて、まだ具体的な内容は承知してございません。ですから、現在の時点でそういった見通し等についてお話しすることはまだできないという状況でございます。

○中島委員

決まらなかったら見通しが立てられないという意味では、政策能力としてはいかがなものかと。当然、予測してどんな状態になっていくかということを考えなければならないのではないかと思います。

全体としては、老人医療に対して厳しい制限、あとは受診抑制、あるいは、かかった医療費の6か月以上については入院の自己負担導入、いろいろな中身が検討されて、具体的な中身として出てきつつあります。そういう点で、私は、このまま小樽市が、それでは市老としてかぶれるのか。道の方針としても、道老として倍の年数の分をそのまま引き受けられるのか。非常に厳しいものがあるのではないかなと思うのです。

そうしたときに、財政的な問題が大変だというのは、道も国もみんな言っているのですよ。こういう形で救済しようとする自治体の力そのものが大変なときに、一体どういう形になっていくかということ、大変厳しい状況を感じます。市の負担、道の負担もカバーできるかどうか大変ではないかなと思うのです。

そういうときに、高齢者の負担あるいは受診者の負担を大幅に引き上げて、医療を受ける機会を少なくしていくような提案そのものが大変な問題だと思うのです。特にお年寄りの皆さんは、今は病院に行ってもせいぜい3,000円か5,000円どまりの外来が、定率負担になりますから、天井知らずの負担になるわけです。老人クラブの会長さんの名前が3人、歯科医師会の会長さんが請願者としての意見書を提出するご希望が出ています。

市長は、この政府の医療改革試案をどのように評価しているのか、賛成、反対のご意見をお聞かせください。

○市長

私どもも、今、国保の保険者として大変な財政状況になっているということで、何とかこの医療保険制度を一本化してほしいと、こういった強い要請を全国市長会を通して出してきたわけですが、これは残念ながらそういった方向ではないと。かといって、国保の利用についても、それは抜本的な改革でもないということで非常に残念だと思っています。

ただ、いろいろな医療制度の問題が、今の日本の大きな政策課題といいますか、非常に大きな問題だろうと思いますし、ぜひこれを早期に、受診抑制とか、あるいはまた、医療費がどうやって安定したといいますか、どんどん天井知らずに伸びていくという、こういう状況の中では、やはり何らかの対策を考えないと、制度自体がもたないのではないかなという感じがしています。

それで、今回の国の医療制度改革ですけれども、小泉さんが言っている公平の要素になるかどうか分かりませんが、やっぱりそれぞれに一定の負担といいますか、痛みを分かち合うというか、そんなことはある面では、いたしかたないのかなど。制度を維持していく上では、いたしかたないのかなど。ただし、弱者といいますか、低所得者に対してはそれなりの方策を考えた上でやるべき問題でないかなというふうに思っています。

先般も、実はこの医療制度改革に伴って、国保保険者としてテレビの取材がありまして、NHKのクローズアップ現代の取材があって、ほんのちょっと出たのですが、全国からすかさず激励がありまして、あなたが医療制度改革に取り組むなら応援するぞというような激励をもらいまして、今回もそういった面で使われたものかなと思っています。

○中島委員

クローズアップ現代で、市長がどのようなご発言をされたのかちょっとわかっておりませんのであれですが、伸びていく医療費の問題についての抜本的な改革という意味では、確かに大きな問題があると思います。ただ、それを三方一両損と言いますが、国の医療費に対する負担分は年々減っていますからね。国の負担は減らず、自治体、保険者、患者の負担だけが増すというやり方では、三方一両損になっていないというこの事実をしっかり見ていく必要があると思いますし、おっしゃったように低所得者や高齢者の方々の負担を少なくするような方法で、ぜひ意見も、また努力もされていただきたいと思います。

とりわけ、館歯科医師会長さんに、「こういう提案に反対する人がいるのか。だれでも賛成できる医療改悪反対の中身だと思う。医師会としても独自に頑張りたい。ぜひ頑張ってもらいたい」というふうに言われてまいりました。

ぜひ多くの皆さんの意見書採択方にご賛成を願いたいものだと考えております。

◎除雪サービスについて

次に、質問を移します。

14日に、予算委員会で質問した除雪サービスの問題です。

ちょっと当日は、しり切れトンボで終わってしまいましたので、続けて質問をさせていただきます。

予算委員会には資料提出させていただきましたけれども、問題は 500世帯ほどの登録世帯がありながら利用世帯が大変少ない、この問題です。

平成12年では、483世帯が登録していながら、実施、利用している方が 177世帯、一回も利用しなかった方が 306世帯、倍もあるのです。平成11年度も、506世帯の登録がありながら、使った方々は 202世帯、使わなかった世帯は 304世帯と。制度としてありながら、登録した方々で使った方が使わない方よりもうんと少ない、こういう制度自体が大変納得のできない中身だと思いますが、これについては、もう一度、どうしてこういう状況だと判断しているのか、お答えください。

○（福祉）高齢福祉課長

14日の予算委員会でもお答え申し上げたのですが、確かに、今、委員が言われたように約6割の方が未利用者ということになっています。

それで、これも当日、お答え申し上げたのですが、例年9月ころから事務局がいろいろ調査をいたしまして、除雪依頼をする方の把握をいたしますが、それで申し出た方が、一応、条件はありますけれども、その方たちが登録世帯ということになります。そして、その登録された方の中から、除雪を依頼して、除雪をするということが実施世帯になるわけでございます。このようにお答え申し上げたのですが、当然、雪の降りぐあいということもありましょうし、そのことによって必要がなかった、あるいは近所の人、知人、あるいは親戚の方がやってくれたものもあるかと思います。また、余り降らないうちに、毎日少しずつ少しずつ健康のためにやるという方もあるかと思います。特に、昨年場合は余り雪が多くなかったということも一つの要因ではなかろうかなと、このように思います。

○中島委員

システムは、地域の民生児童委員の方が、登録世帯の方の連絡を受けて判断してから社協に連絡する、このように聞いておりますが、除雪基準というものがあるのでしょうか。

○（福祉）高齢福祉課長

除雪基準と、今、委員が言われましたとおり、要請があったときに民生児童委員がそのお宅に伺いまして実態調査をします。そのときに、これはしなければならぬというような形で判断された場合に、社協の方に依頼がある。特に何センチ以上降ったからどうこうというようなことはございません。

○中島委員

除雪の範囲というのがありますね。生活路の確保のために玄関先から公道までのおおむね約幅1メートル程度と

して、歩行が容易にできるように配慮し実施する。屋根については、積雪により住宅が危険な状況にあると思われるときに実施する。積雪、豪雪、落雪により出入口、窓がふさがり危険と思われるときに実施する。その他、危険と思われるときに実施する。4点のうち3点までが危険でないとだめだというふうになっているのです。危険なときに実施すると。それで、もう1項目目は歩行が容易にできるように配慮して実施する、こういうふうな除雪範囲が決まっていますね。

この基準、範囲に基づいて実施されているのでしょうか。

○（福祉）高齢福祉課長

今、言われたように、この四つの条件が除雪の範囲というのがあります。確かに、危険なときはこれはやらなければならないということは当然なのですが、生活路確保のために玄関先から公道までというような形で、出入りに支障があると民生児童委員が判断したときには、除雪を実施するというようなことになっています。

○中島委員

私は、何人かの民生児童委員の皆さんに、この除雪のサービスでご苦労されているだろうということでお話を聞いてみました。ご意見は、「本当に大変なときだけに連絡することになっている」「見に行っても大したことはないときは、見て見ぬふりをして余り声をかけないようにしている」「予算がない、予算がないと言われるので、やってほしいという希望と、社協への連絡で非常に悩むことがある」「お金がないと言うけれども、一体、小樽市は何人くらい利用していて、どれくらいの予算なのかよくわからないのだ」、こういうことを二、三聞きました。

民生委員の担当の皆さんも除雪サービスの全容がわかっていらっしゃるのではないかなというふうに感じたのですが、これも、予算委員会で聞きました。民生委員協議会で報告、指導をしていると言いますけれども、この協議会を年何回開いて、何人参加しているのですか。

○（福祉）社会福祉課長

今、委員がおっしゃいました民生委員協議会の開催ということでは、今週もございますけれども、その地区の会長さん、あるいは正副会長さんが集まりまして、月に1回、20日前後にやっております。そして、正副会長さんが聞いたその時々々の案件を次の月の上旬、一けたの日に、小樽市は16地区ございますけれども、それぞれの地区の町内会館等を使いまして、いわゆる民生委員すべての方に、会長さんなり副会長さんから、今回はこういう話があったということで、協議なり、報告をするということでございます。

どのくらい参加しているのかということにつきましては、個々には省略いたしますけれども、資料によりまして、今、言いましたように、12回、それぞれ協議会をやっておりますが、9割以上出席している方が7割以上いらっしゃると思いますので、ほとんどの方は毎回出席されているということで、いろいろな情報は浸透しているというふうに基本的には考えております。

○中島委員

この協議会は毎月開いているそうですが、この協議会自体、地区の町会で毎月開いているということですか。そこに大体9割方、参加されているということでしょうか。本市の民生委員の数は300を超すと聞いています。実際に直接、民生委員にかかわる情報について、伝達あるいは情報を聞くというのは、これ以外にあるのですか。

○（福祉）社会福祉課長

繰返しになりますけれども、我々事務局が入りまして、月に1回、小樽市民生委員協議会というものがあります。その会議には正副会長さんだけ出席してくるものですから、大体、正副会長さんが出席するときには35名くらいの出席です。また、隔月で会長さんだけ出る協議会もございまして、これは17人程度の会議です。そして、そういった会議の報告等を各地区に戻りまして、会長さんなり副会長さんが毎月行われますそれぞれの地区の協議会、これは地区民協というふうに言っているのですけれども、地区民協には、現在345人の民生委員がいらっしゃいま

すが、そのすべての方がそれぞれの地区の地区民協の会議に出席します。

ですから、我々事務局が見ている範囲では、正副会長さんに除雪サービスなりお話ししておりますけれども、345人の方々に話しているという場面は、事務局の人間として確認はしておりませんが、そういうことで正副会長さんをお願いしておりますので、さきほど言いましたように、皆さんに浸透しているというふうに基本的には考えている、このように申し上げました。

○中島委員

そのように思っているようですが、お話を聞いたところではそうではないようです。各自に、この除雪サービスの1年の報告とか、除雪の期間とか、自分の地域に何人登録されているとか、そういう1年間の自分たちの仕事の結果みたいなご報告あるいは苦情や意見、こういうものがきちっとまとまる中身がいつているのかどうか問題だと思うのです。除雪サービスの趣旨をきちっと徹底するように文書を回す、あるいは1年間のまとめの報告をする、こういう点がされているなら別です。されていますか。

○（福祉）社会福祉課長

さきほどのご質問にもありましたように、例えば、個人といいますか、民生委員の方々の個人個人の大変さといえますか、あるものを見ましても大変であるとか大変でないとか、そういう個人差があるかというようなご質問がありました。確かにそういう部分は、きちとしたマニュアルというものが、さきほどお答えしましたが、何センチ降ればというものはございませんので、パーフェクトにそういった基準どおりにやられているかという部分は、ご指摘の部分もあるかと思しますので、この時期でございますので、その辺は平準化するといえますか、そういった方法で各民生委員の方にも情報連携を強めていきたい、そのように考えています。

○中島委員

除雪サービスについては、費用の問題、それから民生委員が入る問題の是非もいろいろあるかと聞いておりますが、とりあえずは、実際、この1年間の除雪サービスが何人登録されて、何人実施して、こんな状況で、基準でやるのだというものを、きちっとそれぞれの皆さんに伝えるということを今年はやっていただきたい。12年度はこうでした、こういう基準でやっています、あなたの地域はこれだけの方が実施しましたと、こういうものを、全体が見えるような形で、判断していただけるようなものをきちんと手渡していただきたいと思います。

これについてはよろしいですね。

○（福祉）高齢社会対策室長

今、ご要望がありますので、基本的にはこれは社協の事業で、この中で運営委員会を開きながら、今言った情報も全部、それぞれの民生委員さんの方にも連絡はしているわけですが、また、そこら辺も改めて社協とも話し合いをしながら、趣旨徹底されるかどうか含めて検討していきたいというふうに思います。

○中島委員

ぜひお願いします。

◎国立病院の跡利用の問題について

次に、国立病院の跡利用の問題で、今日、報告を受けました。

北海道済生会西小樽病院という仮称で基本構想が出されているのですけれども、二、三点、質問させていただきます。

業務委託の中身に給食が入っております。給食を業務委託にする病院も少なくない状況にありますけれども、ここは重度心身障害児が120名いるわけです。この方々は、自分で呼吸することも食べることもできない、100%人手を借りている状況の方も少なくない状況です。経管栄養と言って、直接、胃に管を入れて食事を流し込んでいる方もいます。その状態を固定化させるのではなくて、発達させていくために、いろいろな刺激を与えたり、変化をさせていくときに食事を変えていたり、工夫したりすることは非常に大きな中身なのですけれども、給食の民間

委託でこういうことが保障されるのか、内部でも非常に不安の声が出ています。

重度心身障害児をきちんと残すということが議会の意志でもありましたけれども、この業務委託の問題についてどうでしょうか。

○（保健所）総務課長

基本構想の資料の3枚目に、新たに給食業務の業務委託をという項目がございますが、今、中島委員がお話しになりました治療中の経管ということのお話の業務ではなくて、多分、これは具体的な説明は、まだ私どもは承知しておりませんけれども、純粋ないわゆる給食、調理業務というふうな、一般論でございますけれども、そういうふうにして考えております。

○中島委員

医療分野については、食事ではないから大丈夫だというお答えだと思うのですが、内容的にはそうではない部分もかなりありますので、ぜひここら辺は詳しく、現在の看護や介護の質の低下につながるようなことがないようにきちっと見ていきたいものだというふうに思います。

さらに、療養型ベッドにしていくということですが、これは介護ではなくて医療の療養型というふうに考えてよろしいでしょうか。

○（保健所）総務課長

療養病床のことにつきましては、説明の中では、医療保険対象型の療養病床と介護保険対象型の療養病床の混在というふうに、若干の説明はいただいております。

○中島委員

職員数は175名ということで出ておりますけれども、現在の職員数は何名でしょうか。

○（保健所）総務課長

定数内職員として160名、賃金職員という方が29名ということで、189名というふうにお聞きしております。

○中島委員

譲渡するときには採用試験で職員採用をすると書いてありますけれども、この採用試験というのは、一応形式が変わるわけですから、勤務している病院が変わるということで、形式的にこういう採用試験をして、皆さんに大体来ていただくという方向なのか。それとも、一定のところはこちらで判断していくという形で、かなりの退職者も出る可能性があると考えるべきなのか、ここら辺についてはどのように聞いていますか。

○（保健所）総務課長

資料の3枚目にも、今後の職員の扱いということで書いておりますけれども、私どもは具体的にその点についての説明は受けておりませんので、コメントはできません。

○中島委員

職員の皆さんにしたら一番大きな問題だと思うのです。規模はどういうふうになるのか、何人の職員が残るのか、自分たちはどこに行くのか、残れるだろうかと。そういう意味では、あくまでも小樽の場所で、長い間、医療従事者として働いてきている皆さんが、ご希望に沿って、残る希望がある方については基本的に受け入れると、そういうことを強く働きかけていただきたい、そのように思います。

資金計画で、小樽市に対して要請があるのでしょうか。

○（保健所）総務課長

現在のところ、具体的な要請はございません。

○中島委員

これまでも、何回か、この資金の問題では話題になりましたけれども、要請があれば検討する、こういうことを考えているのでしょうか。

○保健所次長

さきほど総務課長から説明がありましたように、来年10月を目途ということで、済生会としては国から経営移譲を受けた新しい病院をスタートさせたいということなのですけれども、そういったことでいきますと、移譲を受けるということになりますので、現在の病院の土地とか建物、それから病院の中のいろいろな医療機材もあるわけですから、そういった部分につきましても、済生会としてはどういう活用をしていくという問題もあるわけですので、具体的に、どの程度のお金がかかるかということは、正式には済生会としても、回答が得られ、それが資金計画といえますか、どのくらいのことになっていくかというのは、まだはっきり決まっていはいないわけです。

ただ、今、小樽市にそういった資金的な援助とか、そういったものは具体的にはないのですけれども、ただ、これまで、済生会は、老健施設を建てたときに、小樽市のふるさと融資の支援を受けたという経過があるものですから、そのふるさと融資を受けられるかどうかという、そういう相談がありますので、今後も果たして、ふるさと融資の対象になるかどうかという部分は、今後、企画部と一緒に考えて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○中島委員

◎鳥のふんに対する被害について

質問を環境部に移します。

桃内住民の皆さんの鳥のふんに対する被害、そういうことも含めて補償金として1軒6万円、総額510万円を町内会に交付して対応してもらうことが13日から始まったと言っております。土日が挟まっていますから、執行状況はどうかと思いますが、現在までこういう形で実施することを町内の皆さんにお知らせしたと、さっき言っていましたけれども、反応と、それから進行程度、現在までどういう状況か、何軒進んで、いつまでにすべての皆さんを終わらせる予定なのか、この間での異議はないのかというあたりについて、ご意見を聞かせてください。

○（環境）金田副参事

さきほどのご報告の中で申し上げましたけれども、13日の段階で64名の方が受領に来た、こういうふうに聞いてございます。ただ、金曜日については、明けて月曜日なものですから、まだその部分については聞いてございません。

○中島委員

それでしたら、かなり早い単位で終わると考えてよろしいのでしょうか。それとも、要らないと言って拒否している方もいるのでしょうか。

○（環境）金田副参事

85世帯対象のうちの65世帯なものですから、かなり早い時期に交付の関係は終わるのかなとは思ってございます。ただ、最終的に、14日はまだ聞いてございませんので、それが過ぎた後で掌握したいなというふうに考えてございます。

○中島委員

要らないという意見はないのですか。

○（環境）金田副参事

今のところ、辞退とか要らないとか、そういうことは聞いてございません。

○中島委員

ここはようやく出発したという形になると思うのですが、今後の14年度予算を立てていく上で、やはり大幅に変わってくると思うのですけれども、14年度の計画あるいは住民の皆さんと今後の進める予定について、少しお聞かせください。

○（環境）金田副参事

14年度以降の桃内町会の、例えばいろいろな交付金の関係ですけれども、地域振興策については同意を得た段階での実施と、こういうふうに私どもは考えて町会の方に提案してございますので、もし同意が得られたといいますか、判断が出た段階で、そういうものについてはどういう形で実施をしていくか、例えば当初予算にしていくのか、それとも補正予算にしていくのか、その実施も、例えば小樽市の中の予算でいくのか、それとも広域連合の予算でいくのか、そういったことも含めて推進協議会の中での議論なのか、そういったことも含めてというふうに考えていますので、その部分については、まだ正式にお話する段階には至っていないというふうに考えております。

それから、もう一つは、これからの桃内町会との協議なのですけれども、いろいろな節目節目では、町会の方に、私どもの考え方を情報開示するなり、検討、協議を進める、こういう形で進めていきたいというふうに考えてございます。

○中島委員

町会と同時に、議会に対しても、節目節目で、今後の予定、結果を含めてご報告をいただきたいものだと要求しておきます。

ただ、ごみの埋立量を減らす、そのことが今の新しくできた最終処分場の長持ちの中身にもなりますし、ごみ減量そのものが大きな課題だと思うのですが、来年度に向けて、例えばリサイクル品目を増やすなり、あるいは生ごみ対策をするなど、具体的なごみ減量に向けての取組の計画はあるのでしょうか。

○（環境）廃棄物対策課長

現状のリサイクルセンターの中では、今、処理能力が限度に達していますので、センターで処理する形のリサイクルの品目の増大はできませんけれども、現状では、予算に計上を考えている部分もありますが、蛍光管のリサイクルという形では検討しているところであります。

○中島委員

◎請願第44号について

最後に、継続審査中の請願第44号について質問いたします。

今日は10時ころに、厚生常任委員会として現地を見てまいりました。ここは、望洋台の住宅地の中にある道路に対する安全対策として、一時停止の標識を設置してほしいという住民の皆さんのご希望があるところですが、こういう要望が出されてからの経過があります。交通安全対策課の方でのこれまでの取組の経過と実施状況について、まずお知らせください。

○（市民）交通安全対策課長

前回の第3回定例会でもお答えさせていただきましたが、この話は、6月の末ころに、道の公安委員会の方から小樽警察署に話がありまして、小樽の住民の方から、自分の家の近くに交通安全施設、一定の標識をつけてほしいという要望があったと。それで、所轄の小樽警察署の方で現地確認をせよという指示があった、そういう電話をうちにいただきました。それで、現地確認をするに当たって、交通安全対策課も一緒に同行してほしいということで、早速、その電話があった日に現地に参加しまして、要望された方も交えまして現場立会をいたしました。

そのときに、小樽警察署としましては、住宅内の交差点での一時停止標識というのは、ここだけの問題ではない、とりたててここにそれを設置するというのは非常に難しいと。それで、それに代わるものとして、注意看板なり、交差点を識別できるクロスマーク、それから警戒標識、これは道路管理者が設置する部分ですけれども、そういうものの設置でどうだろうかという話になりました。

当然、要望した側も、今の段階でそれしかできないのであれば、それでやってくださいということで、その後、うちの方で、早速、注意看板1枚、それから、望洋台町会の方でもその話を聞きつけまして、町会独自で一定の標識の入った注意看板を作成していただき、その交差点に設置いたしました。

道路管理者の方では、さきほどご説明しましたクロスマークを交差点の真ん中、それから警戒標識につきまして

は、その交差点の10メートルちょっと手前になりますが、そこに標識を立ててもらったという経過がございます。

○中島委員

お話のとおり、それなりに対応はしていただいているのですけれども、その効果の問題となると、それでも車は止まらないとお母さんたちは言っているわけです。安全対策としては、もう一時停止をつけない限り、あそこはきちっと止まる車がないということで非常に心配しているのですね。こういう点について、効果としてはどうですか。

○（市民）交通安全対策課長

一時停止をつけた部分も、なかなか今のドライバーのマナーが悪くて、その標識を無視して止まってくれないという部分も非常に多く見受けられます。だからといって、そこに一時停止が不要だということではございません。きょうも現場に行きまして、近所の奥さんからなかなか効果が現れていないというご発言がございました。

それで、雪解けになりましたら、今回、クロスマークということで、遠くからそこが交差点であると識別できるマークなのですが、それとは別に、枝線から優先道路に出る場合に、一時停止線ではないのですが、白線で破線を引いたドット線というのがございます。それは、逆に言いますと、枝線から優先道路に出る車両と優先道路を走る車との接触事故を防ぐために、二、三年前から、公安委員会から言われて道路管理者の方で設置している線でございます。それを道路管理者の方をお願いして、雪解け早々にそれでもう一度試してみたいと。

そうしますと、公安委員会の規制の線ではございませんけれども、それに似たような破線状態が目の前にあるわけですから、それで止まってくれる車、徐行する車、それが見られるのかなと。それを雪解け後に試してみたいというふうに考えております。

○中島委員

直接電話したお母さんのお話を聞きましたら、朝里で、新光でしたか、事故がありましたね。子供が自転車ですっと乗ってきて、交差する道路のところで危ないと思って急ブレーキを踏んだときに、自転車は止まったけれども、本人が放り出されて交通事故に遭って亡くなられた事故を目の前で見ていた方なのです。それで、大変ショックを受けて、そういえばうちにも危ないところがあるということで、勇気を出して警察に電話をかけたというのがこの方々なのです。それで、署名を集めてみたら、みんな本当にあそこは危なかったよねという話がいっぱいあって、改めて、あそこの道路の危なさを確認したというのです。

私は、住宅街にいっぱいつけたら混乱するからという公安委員会のご意見もありますけれども、何よりも危険かどうか、安全を確保するためにどういう手だてが必要かという観点で検討すべき中身ではないかなと思うのです。このお母さんのお話で、警察に行ったところ、「住宅街に一時停止の標識をあちこちにつくることはできない」、「道路にクロスマークがあっても冬に見えなくなる」と言ったら、「夏に覚えて、冬はあそこにクロスマークがあるとわかって走ればいい」、「子供が飛び出すから危ない」、「子供のしつけは親の責任だ。飛び出さないようにすればいいんだ」、こうおっしゃったというのです。これでは、交通安全のための話合いにならないなということを感じました。先日、道新の「はいはい、道新」の欄を読んでいましたら、同じような意見が出ていましたから、公安委員会の意見というのはこういうふうに統一されているのかなと思いました。

きょうは、さきほどご説明があったとおり、小樽市の交通安全計画というのが5か年分出ています。この6ページにも、効果的な交通規制の推進ということできちんと書いてありますね。道路環境の実態や地域の特性に合わせて子供の安全を守るための通学路、こういうところを整備しようとして書いてあるのですけれども、実際のお話になると、子供をちゃんと教育して飛び出さないようにしなさいと、こういうお話では安全推進ということとは、かけ離れているのではないかなと感じました。

ここで決めたからといって、公安委員会が、はい、つけますということにならない、そういうものだということ私は私もわかるのですけれども、住民の皆さんのそういう積極的な発案から出た意見でございますから、議会として

後押しをしていただきたい、そういう立場で発言したいと思います。

最後に、この安全計画を立てた会議の中身、小樽市交通安全対策会議は、会長、委員、幹事の皆さんのお名前が後ろに一覧表になっておりました。小樽市長が会長になっております。これを見ましたら、偉い方ばかりの名前が載ってまして、1人の女性も参加されておられません。地域の交通安全、子どもや高齢者のバリアフリーのことをテーマにしながら、皆さんはお仕事で日中、出ていらっしゃる。地域で家を守っている女性や多くの高齢者の方々の意見が本当に反映できるのだろうか。ぜひとも、女性の方あるいはこういう安全事業に携わっている方々が参加できるような中身も含めて検討すべきではないかと思うのですが、会長の立場である市長として、5年後の計画をつくるときには検討できないものでしょうか。

○市長

メンバーの構成の中に女性をというお話でございますので、次期までの間に検討させていただきます。

○中島委員

終わります。

○委員長

共産党の質疑を終えまして、自民党に質疑を移します。

○前田委員

◎請願第44号について

共産党の中島委員の最後の方の質問の請願第44号ですか、今日、現地視察があるということで、私は地元なものですから、現場の方に直接行かせていただきました。

それで、これは13年の3定で陳情が上がってきた問題で、当然、聞こうかなと思っていたことが、先に質問の中に出てきて、ほとんど聞くところはなくなったのですけれども、この同じような場所というのは、恐らく相当あるのでしょうか。市内は何千、何万とか、そんな感じですか。

○（市民）交通安全対策課長

住宅街の交差点は把握したことはございませんけれども、実はほかにも、ニュータウンができますと、このような交差点に一時停止をつけてほしいという要望は過去にけっこう出されております。それも、さきほどお答えしましたように、公安委員会に一定基準がございまして、小樽警察署を通じて公安委員会に要望書をぶつけてもなかなかつけてくれないというのが現状で、その代わりに、市として、地元住民のそういう不安を少しでも解消するために、そこに注意看板なりを設置させていただいているというのが実情でございます。

○前田委員

望洋タウンですから、計画的に宅造されて、どういうことかわかりませんが、詳細は検討されてつけられたものだと思いますけれども、そういう宅造などをする場合は、いろいろなものの中に、当然、標識とかそういったものも、計画的にここには必要なところだと事前に設置されるものなのでしょう。こういうものは、横断歩道とか何だとかというのは。どうなのですか。

○（市民）交通安全対策課長

当然、望洋の幹線道路につきましては、計画段階から公安委員会とのやりとりがあるのだというふうに考えます。ただ、逆に、枝葉の部分、今回のような住宅地域の部分につきましては、そこまでの話合いというのはなされていないのかなというふうに考えます。

今回の部分は、望洋のニュータウンはなるべく交差点のないようなつくりになっていまして、T字路でそういう宅地造成をされました。しかし、あそこの部分につきましては、4、5年前に、300坪ほどをそのまま残したところはなかなか買い手がないということで、再度、分譲し直して売りに出された部分で、後から計画がつけられまし

た。当然、本来そういうT字路しか交差点をつくらないということで宅地造成を始めたのですが、たまたまそういう経緯がございまして、あの部分だけは十字街になってしまったといういきさつがあるというふうに聞いております。

○前田委員

それで、申しわけないけれども、どこにでもあるような交差点というか、十字街ですけれども、市内にはたくさんあるわけですから、似たような陳情というか、住民から何とかしてくれみたいなことで、横断歩道をつけてほしいとか、標識をつけてほしいとか、信号機をつけてくれとか、多分にあったと思います。このような対応はどのようになされていたのですか。

○（市民）交通安全対策課長

それにつきましては、さきほどご回答させていただきましたとおり、うちの方で、市民の方からそういう要望がございましたら、小樽警察署に行って、公安委員会に要望をするわけですから、当然、現場立会も警察と一緒にする中で、小樽警察署から公安委員会に上申してもらうという形で、今までやっております。

○前田委員

大げさな問題になりますけれども、通行量とかそういったものの調査というのは、国道などでは並んでよくかちかちとやっていますので交通量の調査をしているのだなと思っていますが、地域のそういうもので、過去にしたことは、今の経緯についてどうですか。

○（市民）交通安全対策課長

うちの部署でそういうカウントをしたということはありません。

ただ、現場立会をした中で、短時間ではございますけれども、そのときの通過車両等で、大体その地域の交通量を把握しているというのが現状でございます。

○前田委員

さきほどの話の中に車がなかなか停止線で止まらないというか、ロータリーも込んでいますが、5本ほど道路が入っていて、あそこにお巡りさんがいて朝から相当、捕まえていますけれども、ほとんど止まりませんね。真つすぐ通過してしまいますから、夜中はウーウーですからね。そんなことで、ああいう場所でもというか、交通量が相当多いところでもそういうのが一応の現状です。

それで、あそこところは勾配が何%あるのか、ちょっと私も目測でしかわかりませんが、冬期間であれば、止まらないとなると、止まる意志がなくて止まらない場合もあるだろうし、止まりたくても止まらないでスリップして中に入ってしまったということもあるのだろうけれども、砂箱とかそういう部分というのは、設置に該当するような場所ではないのでしょうか。何もなかったなと思います。

○（市民）交通安全対策課長

申しわけありません。私も勉強不足で、あそこの坂がどれだけの勾配があるのか、そのパーセンテージはわかりませんが、当然、交差点で止まらないということであれば、道路管理者に言って砂箱の設置等をお願いしてまいりたいというふうに考えています。

ただ、今日のお話の中では、現場に来られた奥様方の話では、そういうふうに止まり切れなくて出るという感じではなかったように私は話を聞いておりました。さきほど言いましたように、基本的にはドライバーのモラルの悪さで、せっかく注意看板なり警戒標識をつけたにもかかわらず、それを無視して走っている方もいるのかなというふうに、奥様の話から自分ではそういうふうに受け取りました。

○前田委員

それで、確認になるかなと思うのですけれども、この場所は、過去にもそうやって請願が上がってくる前にいろいろと動きがあって、その後に請願が上がってきたということでもありますから、当然、公安委員会の方の耳にも

入っているだろうし、見にも行っているのだろうと思います。公安委員会の見解というか、その辺をちょっと詳しく教えてください。

○（市民）交通安全対策課長

その点につきましては、請願が出て、現場立会した場所に行ってみました。それで、本当に公安委員会でそこにつける意志がないのかどうかの再度の確認を、小樽警察署からしてもらいましたけれども、さきほどお答えしましたように、小樽警察署の担当官がそこに必要がないという部分で公安委員会も押さえていまして、市の方からいろいろとお話ししてもそれ以上前に進んでいかないというのが今の現状でございます。

○前田委員

終わりますけれども、やはり、採択したにしても、過去に、平成11年かな、選挙の前かな、同じ桜町の東小樽地区だったけれども、国道5号からの出入口に信号設置ということで、自民党には珍しく請願によって全会派一致でやったけれども、いまだに信号どころか何もついていないというような状況になっています。

それで、市でつけるものであれば、市長の考え方ひとつでつくわけですが、そういったことで公安委員会が設置することになると、ここで採択してもこれはなかなか実現できない。先のがいっぱいあるわけですから、その辺は我々も判断に苦慮していますけれども、そういったことで、ある程度平等な対応をしていかなければならないのかなという気はしています。

これで終わります。

○委員長

それでは、引き続いて市民クラブの質疑に移します。

○齊藤（裕）委員

◎精神保健相談体制について

保健所にまずお尋ねいたしますけれども、新所長さんに対して精神保健相談員の相談体制についてお尋ねしたいと思います。

前所長さんといろいろ何回となく議論をさせていただきました。一定の方向の答弁はちょうだいしています。私の主張を端的に申し上げますと、精神障害をお持ちの皆さんというのは、また家族の方たちは、なかなかアピール行動ができない、外に訴えていく力が乏しい障害の人たちであろうと思っております。

そんな中で、国もいろいろな目標数値を挙げて、施設整備とか体制の強化などに取り組んでいますけれども、遅々として進まない。恐らく、国の目標数値というのは30%台にとどまっているだろうと。では、小樽市はどうだろうと。小樽市は、現在、1人の体制で600件とも言われる相談をこなしている。これでは、どう考えても相談が薄くなる、又は中身が充実してこないと思うのです。前保健所長さんも、24時間体制みたいで大変なのだ、こう答弁され、なおかつ、人員、マンパワーの増、マンパワーを増やすのだという答弁までされているのです。

そこで、お尋ねしますけれども、保健所の方には事前に質問の趣旨をご連絡しておきましたが、新所長さんのお考えについて、私は増員してほしいと申し上げているわけですが、この辺に対してのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○保健所長

齊藤（裕）委員のご質問にあったことは、まことに当然なことだと私も思っております。そして、うちの保健所は、確かに1人しかスタッフがおりません。かなり忙しい業務ですが、精神保健の部分は時代の要請があって、現在もそうですし、これから非常に重要な保健所業務で、当然ながら1人では無理だとは思っています。前所長はマンパワーの増を考えていかなければならないという認識はある人だと思うのですが、僕はこれを実行しなければというふうに考えています。そういうことでご理解を願います。

○齊藤（裕）委員

余り歯切れがいいので、ハトに豆鉄砲みたいなものですが、ひとつよろしくをお願いします。

「釈迦に説法」のような話になるかもしれませんが、人員増に取り組んでいただくのもなるべく早い時期にやっていただきたい。やはり、普通の病気とは違って、相談員を増にした、600件の相談を2人体制だったら300ずつに受け持てるのではないかと、こう思いがちかもしれませんが、実際には、ご承知のとおり、本人、そして家族はいろいろな状況を抱えていますので、その介入の度合いというのが非常に難しい。ひょっとすると、一から出直しの振出しに戻ったような形で介入しつつ、信頼関係を構築していく、そういうことになると思いますので、実行していただけるのですから、一日も早く実行していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○広域連合立上げまでのスケジュールについて

急に時間がたっぷり余ったような気がしますが、次に環境部です。

推進協議会は来年に開催したいという報告がありました。それで、実際のスケジュールというのはそこで正式なものが出てくるのでしょうかけれども、どんなことをイメージされているのか。もちろん推進協議会でもんで、そして、そこで合意を得て、広域を立ち上げてという手順はわかりますよ。わかりますけれども、今、推進協議会の主役としての小樽市として、スケジュールをどう考えておられるか、これをはっきりお示し願いたいと思います。

住民の方たちの同意というのは非常に揺れ動く要素がありますから、これは別にして、事務手続上、どのくらいの時間を要していくのか。スケジュールというのは、一番最初に、私が入る前の厚生常任委員会にもいろいろ資料を提出されて、全体の15年までのスケジュールを一回、示しているわけですよ。それがもう一度やり直しになっているわけですから、そのスケジュールというのはどうなっていますか。

○（環境）金田副参事

事業を進めるに当たってのいろいろな業務の必要な時間といたしますか、その点の内容についてお答えしたいと思います。

調査計画策定、これは、今回予算化ができませんでしたけれども、事業計画策定などの計画策定、それから環境影響評価、こういった部分につきましては、一般的には1年程度はかかるだろう、こういうふうに考えてございます。その次に、発注資料等の作成とか入札参加メンバーの選定、こういったことはある程度考えておりますけれども、一般的にはこれも1年程度必要だろう、こういうふうに考えています。

この間には、国なり北海道への補助申請が予定をされております。そういう面では、建設着工までに丸2年はかかるというふうに考えております。

○齊藤（裕）委員

それは、大体読めるというか、決まり事があるわけですから、大体そんなものだと思うのですが、その調査計画書の策定というのは、当然、発注業務なわけですね。コンサルに対して発注しなければならないわけですよ。その発注主体が出来るまでというのは、広域の立上げですね。そこまでのいきさつ、スケジュールを教えてください。

○（環境）金田副参事

事業主体である広域連合の設置の関係なのですが、設置に向けた大きな課題としては、広域連合の規約、これを各市町村議会で議決をしていただくことが必要です。もう一つは、それで広域連合長が選出されるわけですが、それ以降、広域連合議会の設置が必要になってきます。そういう面では、2回の定例会、2回の定例会というのは1定であれば、次は2定、2定であれば2定と3定、意味は別にして、2回の定例会が必要だというふうに考えています。

○齊藤（裕）委員

それで、環境部は規約を示す時期をどこに定めているのですか。

○（環境）金田副参事

さきほどもご答弁申しましたが、桃内町内会の判断によって時期的な問題が変わってくるかと思います。というのは、改めて、北海道と国と、補助申請の時期などについてご相談しなければ、いつまでに補助申請が正確にできていけばいいのか、環境影響評価は後追いでもいいとかいろいろ情報が入ってくるものですから、判断をいただいた時期によって、改めて国なり北海道と十分協議をさせていただいて、私どもの中で検討していきたいというふうに思っています。

いずれにしても、推進協議会の中で、その面も含めまして検討し直しまして、協議いたしまして、正式に決定をしていく考えでございます。

○斉藤（裕）委員

補助申請のリミットというのは3定なのではないですか。つまり、来年であれば来年の3定までと。だから、その前に主体ができていなければならない。2回必要だということになると、1定に規約提案をして、2定で広域の議会の手続をして、そして、3定あたりが道のリミットなのではないですか。そういう考えは間違いですか。

○環境部長

さきほどから副参事がいろいろ言っていて、確かに、町内会の判断、これがどういうふうになるかによって全然違うのですけれども、仮に我々が、今、お願いしていますとおり同意を得られたということであれば、まず、他の5町村の焼却施設の関係もありますので、早い立上げで進めたいと考えていますので、今、環境部としては、広域の規約の提出というのは、第1回定例会に上げられればいいのかというふうには思っています。ですから、それで何とか進めていきたいというふうに考えています。

そこら辺については、さきほど来から副参事が言っているように、推進協議会なり国なり道なりと協議しながら、そういう方向でうまくいくかどうかということは、協議していかなければならないというふうに思います。

○斉藤（裕）委員

無駄な、遠回りな、回り道をする議論をこれからはしたくないと私は思っているのです。皆さんはいろいろなことをおっしゃってきたし、そして、住民の答えなども理由の一つに挙げられてきたけれども、タイムスケジュールというのは議会に知らせてはいませんが、規約の関係は来年の1定なのです。それをしなければなかなか難しいということは、だれが見ても、少し勉強すればわかることなのですね。国に電話かけたり、道に電話をかけたりすればすぐわかることで、そこに照準を合わせるしか早期着工というのはあり得ないわけですよ。つまり、それを逃してしまいますと、市長公約との関係が出てきて、何も着手できないような状態にさえ陥る可能性があるのです。つまり、ずれ込むからです。もう再来年は選挙なわけですから、そういう政治的な責任もあるのではないですかと言っているのです。

だから、私は、新焼却場についてはつくるべきだと思っていますから、つくるべきだというスタンスからいくと1定に規約をつくらなければならない。ですから、皆さんが1月に会議を開いて、ひな形をつくって議会に示すということになるわけです。こういうことはちょっと調べればすぐわかることですから、こういうことは事前に議会に、それこそこういう考え方なのですよということを示していかなかったら、土壇場になって聞いていなかったぞという話になるわけですよ。

これは遠回りだと私は思っています。議会にももっと情報を提供することが必要だと思います。心配されることはわかりますよ。そういう話が先走ってしまうと、地元住民の人たちを必要以上に刺激し、誤解を与える、これはそうかもしれないけれども、ある程度の情報は、型に決まった情報くらいは示していただきたいと思いますが、これは市長も再三報告すると言っていますから答弁は要りません。

そこで、1定で頭出しをしていくというスケジュールになった場合に、コンサルとの契約というのは、いつになりますか。

○（環境）金田副参事

発注行為は、推進協議会ができるかできないかというのもございますし、広域連合でやっていくとか、推進協議会でやって広域連合が引き継ぐ、いろいろな方法のものが全国の中で見られますので、今のところは正確には申し上げられませんが、事業主体がもし広域連合ということであれば、第2回定例会で正式に決まった後で、連合の中で予算化をして7月からということになるかなというふうに思います。

○斉藤（裕）委員

そこが、私はコンサルとの問題をいろいろ取りざたしてきましたけれども、実際には規約をつくり始めて、補助申請をし始める、この時点が一番脂っこい時期なわけですよ。つまり、道とか国などの状況を、協力を得ながらいろいろな情報を集めなければならないわけです。そうすると、契約もしていないコンサルと、打合せと称して接触を持って、それでいろいろ事前作業に入っていく。これは、この前、全都清とフライングしたのと同じことがここで起きる可能性があるわけです。

これは、まだ契約もしていない相手と打合せをして、打合せというのはコンサルの場合は実質的事業をやっているのと同じことですから、こういう不自然な状況がある。しかも、本会議で私が質問しましたけれども、その期間というのは、推進協議会という位置づけがあるものだから、我々小樽市議会としては、外野席から野次を飛ばしているようなもので、その本質について議論は何もできないのですよ、議会も立ち上がっていないから。これは、チェック機能として非常にブランク、空白が生まれてしまうわけだから、これは手だてを打たなかったらならないと思うのですけれども、環境部としてはどう考えていますか。

○環境部長

議会にいろいろと情報の開示というお話もありました。さきほどから言っているように、まず、私どもとしては、ある程度物事が決まったら次の段階に行きたいという考えで、今、事を進めています。そういうことで、さきほどおっしゃっていましたが、例えば1定の部分のお話についてもなかなかお示しできなかったということは、ひとつご理解いただきたいと思います。

いずれにしても、コンサルの調査関係の業務につきましては、さきほど副参事が言っていますように、手法として、最初は推進協議会でやろうという考えがあったわけで、推進協議会でやって、それを広域の方に移管するという手だてもあるわけですから、やはり早期の着工のためにはどういう方法がいいのかということは、これからちょっと検討します。推進協議会は任意的なもので、その存在といいますか、よくわからない団体だというご指摘もありますので、環境部としては、できれば広域を立ち上げて、そこから進めていくというのが一番ベターだろうと思っていますけれども、ただ何度も言いますが、早期着工ということも踏まえて考えるときに、どういう方法がいいのかということは、これから推進協議会などと、もちろん国、道なりとも協議して進めていきたいというふうに思っています。

○斉藤（裕）委員

これはお尋ねしたいのですけれども、制度的に、推進協議会が事業の主たる広域の業務を代わって発注するということは、基本的にできますか。つまり、契約の主体なわけですね。それになることはできますか。

○（環境）金田副参事

ほかの広域連合の例で、推進協議会から広域連合、こういう移行をされている団体の例を見ますと、推進協議会は推進協議会で、広域連合に例えば契約途中のものでも成果品でも業務継承すると。それから、広域連合の方では、推進協議会の方から途中で継承を受ける、こういったようなことをやっている例もございますので、やってできないことはないなというふうには考えています。

○斉藤（裕）委員

ちなみに、それは、一つ二つ、何市とか、何とか広域とか、教えてもらえませんか。

○（環境）金田副参事

北海道内では、おしま広域連合がそういう例です。

○斉藤（裕）委員

道外ではありませんか。

○（環境）金田副参事

道外はうちでは承知してございません。

○斉藤（裕）委員

これは、環境部もご承知でしょうけれども、おしまは非常に混乱していましたね。今もしていると言った方がいいかもしれません。非常にいろいろな問題が生じていると伝えられています。それは、やはり主体がない。実は、推進協議会で物事を進めることにに対して私が非常に疑問に思ったのは、やはり渡島の例なのです。西いぶりもそうだし、おしまだってそうでしょう。西いぶりはまた別の話だから。だから、その主体がどこかということによって、非常に情報が錯そうして余りよろしくない、出来上がってしまったときには、表面的には出来たということになるでしょうけれども、事前にいろいろ住民にも心配を与えたりしていることを伝え聞くわけですよ。その辺は、北海道で一つの事例ということに限らず、調査をしていただきたい。道外の方がいろいろ事例は多いでしょうから、調査をしていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○（環境）金田副参事

さきほど部長の答弁にあるように、環境部としては、広域連合設置以降にいろいろな業務をしていかなければというお答えはしてございますけれども、改めて推進協議会と広域連合との関係、これについては道外を含めて調査いたしたいというふうに考えています。

○斉藤（裕）委員

質問を変えますけれども、今までの時系列的なものというのは、今日、まだできていないということなのですから、これは早急につくっていただけるということで確認してよろしいですね。

○環境部長

それは、今現在、作業を進めていますので、何月にできるというお答えはできませんけれども、早急に整理をしていきたいと思えます。

○斉藤（裕）委員

そんな大作業だとは思わない。今までやられてきていることをメモ書きにしてくればいいのですから。お願いとしては、やっぱり、今回、議会があって委員会があることはわかっているわけですから、委員会前に報告なりをしていただくということが本当ではなかったのかなと。まだできていないとか、もう少し時間がかかるだとか、そういうことを言っていたきたいなと思っているのですけれども。

○環境部長

前回の厚生常任委員会のときに、斉藤（裕）委員の方から、今までの経過について、そういう経過のものをつくる考えはないか、こういうご質問だったと思うのです。私の方としては、時系列的にちょっと整理してみたい、こういうことでありましたから、もちろんそれで次のところまでつくるべきだという考え方ももちろんあるでしょうけれども、我々がけっこう時間がかかっているというのは、今後、これで終わりではなく、ずっと継続されるものですから、できれば今後のものもずっと時系列的になっているような方法で、まず一つつくりたいということです。

それから、桃内町会、推進協議会、それから対議会、こういうものもあわせて時系列的につくっていききたいというふうに考えていますので、どうやってすぐつくろうかということで、今、いろいろと過去のを調べて作成中なので、そういう意味で、今回できていない部分について、議会の方に報告する必要があるのではないかというこ

とについては、できた段階でご報告すべきかなというふうに考えたものですから、あえて今回はご報告しなかったということですので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

○斉藤（裕）委員

どんなものをつくられているかわかりませんが、期待しています。

◎グループホームについて

最後の質問にします。

グループホームの関係です。

国の施設補助金がNPO法人まで拡大されています。この施設補助金の取扱いですが、札幌市などは取扱いをしないという方針です。いろいろな自治体によって対応は違ってくると思います。小樽市の方は、伝え聞くところによると、今まで民間で設置している人たちとの差別化がつかないから、その申請はできないのだと。それと、もう一つは財政的な面です。

この施設補助制度について、まずお知らせください。

○（福祉）高齢社会対策室長

痴呆性のグループホームへの補助金に関してですけれども、実は、国の方が、従来から市町村とか、あるいは福祉法人とか医療法人等に補助として、最近やってきていた部分でございます。その後、平成13年度からNPO法人に対して拡大をするということで、そういった拡大方針を示したわけです。

それで、限度額が、従来の法人ですと都道府県の補助があったわけですが、痴呆性グループホームについては、市町村の責任という扱いなこともありまして、都道府県の補助は基本的に入らないという形で、市町村が補助した部分について、国も2分の1の補助をしていこうという考えでつくられたというふうに聞いております。

○斉藤（裕）委員

まとめて聞きますけれども、小樽市は、グループホームの、これは国の企画としても民間事業者に拡大してグループホームを設置していてもいいですよということになっているわけですよ。というのは、2050年の推計をとったときに、3,000万人以上の高齢者人口が発生するという数字に基づいて、施設整備を民間の手にゆだねようとしているわけですよ。この方針について、まず、小樽市はどう考えるかということなのです。

そして、施設の拡大が望ましいと思っているのかどうか。これが二つ目です。

それと、現在、小樽市のグループホームの、痴呆性高齢者と言ったらいいかもしれませんが、痴呆性高齢者の施設希望というか、需要というのはどのくらいに推計しているか。

その三つを、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）高齢社会対策室長

国の方針でございしますが、この介護保険制度のスタートに当たって、この施設のなじみが非常に薄いということがございました。そういう中で、介護保険の中で施設という在宅介護の位置づけで、このグループホームを取り上げて整備を進めるという国の方針です。そういう中で、全国の市町村では、国の基準、いわゆるどういう推計をするかという基準を、ある程度国が示されて、そういう中で、全国の市町村の数字を基にして、国でこの整備方針を決めて、12年、13年という形でやってきております。

痴呆性の推計というのは、多分、国の方もきちっとした確立はしていない段階ですので、これからの研究課題という形になるのかなというふうに思っています。いずれにしても、この痴呆性のお年寄りの方々は増える傾向にありますし、当然、高齢者が増えるに従って増大してまいるわけでございまして、間違いなく拡大していくのではないだろうかというふうに考えております。

それで、うちの行革の中でも、実は、アンケート調査をしながら推計しまして、平成16年の目標ですが、高齢者保健福祉計画の中で3施設、27人の目標値を決めて、それに向けて進めてきた経緯があります。そういう中で、実

は民間サイドの方で、それに対して5か所、83名ほどの定員で既に増えてきております。したがって、この部分では、小樽は、そういう意味では民間の努力もあろうかと思えますけれども、計画よりも早目、早目な形で整備が進められてきております。

したがって、次の計画の中で、今までの推計がどうだったのか、当然こういうあたりも見直しをしながらやっていかなければならないというふうに考えております。

○齊藤（裕）委員

これで終わりますけれども、もう既に民間で5か所をやりましたという話ですね。医療機関が主体になってやられているところもあるし、そうでないところもある。しかし、その5件というのは、小樽市が政策的に誘致した5件ではないわけですよ。そして、この方たちはどうやるかという、やはり推計をするのですね。例えば、介護保険の関係であるとか、いろいろな数値を拾い出して潜在需要が何ぼあるかと。要するに、お客さんですから、ビジネスという一面、事業という一面があるわけですから、それで、小樽市は潜在需要が大きいということになるから投資に移るわけですよ。

ですから、今のご答弁によると、27人想定したけれども、民間が勝手に5件つくってくれたから、ああ、よかったと、こういう話にはならないわけです。この辺は、もう少し洗直しをしていただきたいことを要望いたします。質問を終わります。

○（福祉）高齢社会対策室長

いずれにしても、計画見直しの中で、ここら辺の数値は、全国的にそうだろうと思いますが、実際に計画はしてみたけれども、今のところまだできていないところもかなりございます。それらを踏まえて、国の補助事業等も考えてきているようではありますが、いずれにしても、当然、次期見直しの中で、そこら辺のことは十分検討していかなければならないというふうに考えております。

○委員長

それでは、質疑を公明党に移します。

○佐藤（幸）委員

ありません。

○委員長

民主党に移します。

○佐藤（次）委員

◎コミュニティセンター、天神焼却場及び国立療養所小樽病院について

時間の関係がありますので、まとめて質問します。

一つは、請願・陳情にコミュニティセンターの関係がありますね。新光方面、それから銭函。それと、コミセンは、企画、その他の部分では、いわゆる市民部に該当する場合もあるし、また、内容に至っては福祉の関係も入っています。

それは別にして、今、ここに挙げられている請願・陳情とコミセンの、庁内での基本的な考え方はどうなっているのか、答えられる部分で答えてください。

それから、コミセンの内容について、深くは入りませんが、所管するところが幾つかに分かれてしまうのかなど、こういう懸念もあります。たしか、いなきたであれば駅前総合サービスセンターですか、集中的にやっている。それで銭函であれば市民部のどこがしているのか、あるいは自主的な運営ということになるのか。あるいは塩谷の消防出張所のところにある、あれはコミセンと言うのかどうか分かりませんが、集会所みたいなもの

もある。今度は、あそこの塩谷サービスセンターが何か世話をしているのか、管理をしているのか。こんなことも含めて、コミセン全体の管理等についてはどういうふうに考えているのか、これがもしわかったら教えてください。

それから、まとめてですけれども、天神の焼却場、それから、今現在の詰所ですね、それから、全体的な跡地の問題というか、予定よりも新焼却場が遅れていますので、したがって、恐らく、前の質問では、詰所については狭あいであり、老朽化であり、寒いのも大変であるということで、新焼却場が出来たらどういう状態を考えるかは別にして、できるだけ考えていきたい、これが従前の環境部の答弁だったのですね。

それで、一つは、3月で閉鎖した焼却炉をどういうことでこれから解体ということになるのか、今、現在の位置はどういうふうになっていくのか、その辺の進め方です。

それから、詰所に関して言えば、ああいうふうに老朽化していますから、大変な内容になって、毎日、人が入っているわけですね。しかも、職員が入っているわけです。したがって、最近、あれの整備のためにどの程度お金をかけてきたのか。そしてまた、あのまま、今年の冬も、しかもまた来年も再来年もということになるわけですね。このあたり、新しい焼却場ということで職員の皆さんには今まで説明をしていたわけですが、こういうふうになりますと、働く場所として果たしてそれだけでいいのか、こんなことはどうなっているのか。

それから、さっきありましたが、保健所の国立療養所の関係ですけれども、ちょうど私たちのところに説明に来たときに、この構想はそのまま労働組合にも示すのだ、こういうお話がたしかありましたけれども、その労働組合との話合いの経過はどういうふうになったのでしょうか。

それから、従前出されていた国立療養所、国の全体の移管する場合の基本計画と今回の基本構想が具体的に新しいものが出たんですけれども、これのそれぞれに矛盾点はなかったのだろうか、あるいは自治体を引き受けるときの国の譲渡の仕方と民間が引き受ける場合の譲渡の仕方、その場合の職員の扱い、選考試験というのもちょっとあるみたいですが、その辺は別にしても、基本構想と国の示した基本計画で、相違する点はないのかどうか。そのあたり、保健所の方でどう押さえているのかですね、まとめて聞きましたけれども。

○市民部長

コミュニティセンターの件でございますけれども、コミュニティセンターにつきましては、21世紀プランにも、一部地区などにコミュニティセンターを設置するというところでございますので、基本的にはそういった考えで進めたいと思います。

それから、請願・陳情等の関係でございますけれども、ご承知のように、11年2定に請願第5号として朝里・新光地区におけるコミュニティセンターの設置について、これは請願でございます、出ております。

それから、今回は陳情第65号といたしまして、銭函地区へのコミュニティセンター設置方についてということで出てございます。今回出た陳情の内容につきまして、銭函1丁目あるいは桂岡町に新しく銭函地区コミュニティセンターを建設してほしいと。あわせて、桂岡十字街角に、売りに出されている北海道ログハウスセンター跡の建物と土地を購入してコミセンとして利用することについても検討してほしい、こういった内容でございます。

私どもといたしましては、今後、コミュニティセンターの建設につきましては、従来から言っているのですけれども、小樽市全体のバランスを考えながら決定をしていきたいと考えてございます。現在のところ、長年にわたり非常に多くの要望が寄せられております東南地区ですが、これは従来から言っていますが、東南地区を優先に考えております。その時期につきましては、こういった財政状況等もございまして、そういったことも勘案しながら、慎重に検討していかなければならないというふうに考えてございます。

それから、銭函地区につきましては、地域も大変広いようで、現在の銭函市民センターを利用するには若干不便な方もおられるかと思っておりますけれども、ただいま申し上げましたように、東南地区の建設もございまして、また、市全体のバランス、あるいはまた財政状況などを総合的に勘案いたしますと、銭函地区にもう1か所のコミュニテ

ィセンターのご要望につきましては、現状では大変難しいのかなというふうに考えてございます。

それから、所管でございますけれども、現在のところ、コミセンの所管については、市民部ということで考えてございます。ただ、児童館とか、建設に当たって、いろいろ関連する施設もございますので、そういった場合には関連する所管部と十分協議をしながら進めていく、こういうことになろうかと思います。

○環境部長

天神焼却場等、廃棄物事業所の関係でございますけれども、まず、廃棄物事業所についてどうするのかということでございますが、従前からお答えしていますように、新焼却場ができた段階でどういう形で集約できるか、これはまだ具体的な検討はしていませんけれども、それを目途として廃棄物事業所の在り方といいますか、そういうことも検討していきたいというのは従前から変わっていません。今の段階でもそういう考えでおります。

それで、老朽化している廃棄物事業所について、どのくらい金をかけているのだということですが、大がかりな改修というのはしていません。ただ、古い建物ですから、ちょこちょこ改修をしたり、手直しはしていますけれども、それについての資料は、どのくらいかけているかということは、今、お答えできませんので、後ほどご報告したいと思います。

それから、天神焼却場の解体をどうするかということですが、以前にもお話ししたかと思いますが、これは全国いろいろな焼却場を廃止しているという問題がありますので、これには相当お金がかかると。それから、解体するためには相当リスク的なものを要するということで、国もそういう方法をなかなか示していなかった情勢もありました。最近、ようやくばく露防止対策ということで解体のマニュアルを国で一つつくられました。それに基づいてやれば、安全で大丈夫だろうということです。

ただ、そのやり方についていろいろと指導するマニュアルはできたのですが、その解体費用としては、相変わらずばく大な費用がかかるということが一つあります。それで、国の方としては、ダイオキシンの調査にはようやく補助金を出すようになりましたけれども、解体費用についての助成というのがまだ全然できていません。今、全国市長会、全道市長会で、それについても何とか助成の道を広げてほしいということを言っていますので、そういう面を含めて相当費用がかかるということで、今すぐ解体するという形にはなかなかならないというのが現状です。

それでは、跡地利用をどうするのかというお話もありましたけれども、そういうことで、跡地をどうするかということについても、今はまだ検討という段階には入っていないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○保健所次長

国立療養所小樽病院の関係で、済生会西小樽病院につきましていろいろご質問をいただきましたけれども、今回のこの基本構想というのは、来年10月を目途とした新しい病院の基本的な考え方といいますか、それを国と済生会が具体的に調整、検討してきたことがそういったスタンスとして示されたということです。そういったことで、国としても、方向というのはまだこれからのスケジュールらしいのですが、ただ、職員の方も大変そういった不安もあるというものですから、早目に説明しなければならないということで職員の方に説明したと。当然、組合の方にもお話ししているということです。それから、小樽市に対しても、地元小樽ということもありますし、2年前の議会で、こういった公的医療機関がそういう形で事業を継続してほしいという陳情を採択した、そういう経過があるということで、取り急ぎ、小樽市の方にも説明ということできたわけです。

そういったことで、国の正式な方向というのは、まだこれから後というふうに私も聞いておりますけれども、職員の方に説明して結果がどうなったかということは、特に私たちも議論しておりません。

それから、これまでの国の基本計画と今回の基本構想に矛盾があるのかということなのですが、さきほどの資金計画の中でもお話があったのですが、今後、この国立療養所小樽病院の職員の方が希望すれば、済生会の職員として、身分は変わるけれども、この病院に残ることができる。これは、例の特別措置法の中で、そういった

国の職員を、新しく引き継いだ病院がどれだけの職員を引き受けるかによって、国からの譲渡費用の割引があるわけです。当然、これからそういった具体的な作業が進んでまいりますので、そういったことからいくと、これまでの国の基本計画と今回の基本構想の中で盛られている職員を引き受ける、採用をするということは、これまでの計画とは何ら矛盾はしていない、そういうふうに思います。

○佐藤（次）委員

人の問題だけでなく、譲渡をする場合の計画も基本計画であって、基本構想では済生会が受けるのだけでも、いわゆる譲渡をされる、あれについての基本計画と基本構想というのにあれはないのかというのも一つある、人の問題だけでなくね。

○保健所次長

国の再編、統廃合の計画では、基本的には国立療養所小樽病院は廃止ということで、これは西札幌へ統合しますと。そういった考え方からいきますと、ここは更地にしてしまって、200人近くの職員は希望すれば転勤という形であったわけです。

でありますけれども、地元でそういった跡利用で継続するとか、地元の意向がそういったものであれば、国としてもそういう跡利用を計画するということで、本来はだめなのですけれども、そういう地元の意向があれば経営を移譲すると、そういう例はほかにもありましたので、統廃合する、廃止なのだけでも、地元でそういう意向が強くあれば別な経営主体に移譲するというのはほかにも例がありますので、そういったことからいきますと、国の再編、統廃合計画にのっとるということでは何ら問題ないと思います。

○佐藤（次）委員

終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終了し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時14分

再開 午後6時40分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

○中島委員

日本共産党を代表して、討論をします。

請願第45号ないし第49号、第51号、陳情第65号、第66号、第68号、第70号、継続審査中の案件、請願第5号、第12号、第14号、第39号、第43号、第44号、陳情第23号、第46号、第63号の採択を主張します。

詳しくは本会議で述べますが、以下、簡単に申し述べます。

請願第45号ないし第49号、第51号は、いずれも小泉内閣が提案する括弧付き医療制度改革に反対するもので、医療費抑制のため、病院窓口においても保険料においても国民負担の大幅引上げを図るもので、到底、納得のできるものではありません。

既に、日本医師会が反対の署名を国会に提出し、患者負担中心の改革の内容を厳しく批判して、引き続き、運動を強めると言っています。

議会においても、市民、医療機関の要望を酌み、政府への意見書提出を主張いたします。

継続審査中の請願第5号は、朝里・新光地域へのコミュニティセンター設置方ですが、本委員会で、市民部長より、東南部地区を優先的に考えていきたいと明確な方向性が示されたわけですから、継続ではなく、採択をして、議会として要望をするのは当然ではないでしょうか。

請願第44号は、本日、委員会で現地視察をした望洋台地域の標識設置の要請です。

交通安全対策課が看板等を設置して手を尽くしているにもかかわらず、車が停止しないために、ひやりとするニアミス事故が何回も見られていると、お母さんたちから意見が出ています。この地域は、坂から下ってくるとき、クロスして道路があることがわかりにくいことが大きな問題です。公安委員会が認めないからとか、住宅地域内では適切ではないということではなく、子どもの安全を守るために何が必要かという視点が重要です。病院でも、医療事故を防止するため、ニアミス対策に力を入れています。交通安全対策と同じです。ひやり、はっとする回数の多いところで、悲惨な事故が起きないように万全の対策をとるのが本当ではないでしょうか。

今回、継続案件の陳情第53号が採択されましたが、付託案件に対する態度表明は、理事者側の意向確認の上、決めるものではなく、市民の要望に対する会派の意志決定であり、理事者に要求するものではないでしょうか。

このことを発言し、各会派議員の皆さんに訴えて、討論いたします。

○委員長

市民クラブ。

○斉藤（裕）委員

市民クラブを代表し、陳情第68号、請願第14号、陳情第70号に対して採択の討論をいたします。

認可外保育所は、民間事業、民業であることから、基本的には事業者責任であると思います。しかし、認可外保育所は、これまで本来、行政サービスとして行う事業を補完してきたという一面も否定はできません。今日の不況の中、認可外保育所を取り巻く環境が大きくさま変わりし、これまで受けてきたさまざまな形の善意の支援や保護者の負担に、これまた大きな狂いが生じたことは、容易に察しがつくものであります。

行政は、状況に即し、臨機応変に施策を講じるべきとの考え方から、採択するものであります。

陳情第70号は、ふれあいパスの現行制度堅持方についてであります。これは、少なくとも小樽市はもちろんのこと、経済が安定し、町中に落ち着きを取り戻した後に、見直す時期が来るのかもしれませんが、少なくとも今は着手するべきではない、こういう考え方から採択をいたします。

以上でございます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、請願第45号ないし第49号、第51号について一括採決いたします。

いずれも採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数であります。

よって、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第14号、陳情第68号について一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第70号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、第44号、陳情第23号、第46号、第63号、第65号、第66号について一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、報告第2号、陳情第53号について一括採決いたします。

報告は承認と、陳情は採択と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。